

草津栗東行政事務組合情報公開条例施行規則

令和4年10月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合情報公開条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書への記載事項等)

第2条 条例第5条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求をしようとする公文書の公開の方法
- (2) 電話番号および法人その他の団体にあつては、担当者の氏名

2 条例第5条第1項に規定する公開請求書は、公文書公開請求書（別記様式第1号）とする。

(公開請求に対する決定の通知)

第3条 条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（別記様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書部分公開決定通知書（別記様式第3号）

2 条例第10条第2項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

(公開決定等の期間の延長の通知)

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

(公開決定等の期限の特例の通知)

第5条 条例第12条の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第6条 条例第13条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

2 条例第13条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第13条第2項第1号または第2号の規定の適用の区分および当該規定を適用する理由

3 条例第13条第2項の規定による通知は、公文書の公開に係る意見照会書（別記様式第7号）

により行うものとする。同条第1項の規定による通知を書面により行う場合も同様とする。

4 条例第13条第3項の規定による通知は、公文書公開決定に係る通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

（公開の実施の日時および場所）

第7条 条例第14条の規定による公文書の公開（送付により写しを交付する場合を除く。）の実施は、実施機関が指定する日時および場所において行うものとする。

（電磁的記録の公開の方法）

第8条 電磁的記録についての条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 当該録音テープまたは録音ディスクを草津栗東行政事務組合（以下「組合」という。）が保有する機器により再生したものの聴取または録音カセットテープに複写した物の交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 当該ビデオテープまたはビデオディスクを組合が保有する機器により再生したものの視聴またはビデオカセットテープに複写した物の交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法で組合が保有する機器およびプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧またはその写しの交付

イ 当該電磁的記録を再生したものの閲覧もしくは視聴または複写した物の交付

2 前項に規定する方法による電磁的記録の公開にあつては、電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複写した物により行うことができる。

（審議会諮問通知書）

第9条 条例第20条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知）

第10条 条例第21条において準用する条例第13条第3項の規定による通知は、審査請求人等に関する情報の公開決定に係る通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

公文書公開請求書

年 月 日

草津栗東行政事務組合管理者 様

請求者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（法人その他の団体については、住所欄に事務所等の所在地を、氏名欄に名称、代表者氏名および担当者氏名を記入）

草津栗東行政事務組合情報公開条例第5条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 1 請求する公文書の件名または内容（できるだけ具体的に記入ください。） | |
| 2 公開の方法 （該当する番号を○で囲んでください。） | 1 閲覧・視聴 2 写しの交付 3 写しの送付 |
| 3 備考 | |

様式第2号（第3条関係）

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきまして、次のとおり公文書の全部を公開することと決定しましたので、草津栗東行政事務組合情報公開条例第10条第1項の規定により通知します。

| | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 1 請求のあった公文書の件名または内容 | |
| 2 公文書の公開の日時 | 年 月 日 時 分 |
| 3 公文書の公開の場所 | |
| 4 公文書の公開の方法 | 1 閲覧・視聴 2 写しの交付 3 写しの送付 |
| 5 担当連絡先 | 電話番号 |
| 6 備考 | |

- (注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された公文書の公開の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当まで連絡してください。

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきまして、次のとおり公文書の一部を公開することと決定しましたので、草津栗東行政事務組合情報公開条例第10条第1項の規定により通知します。

| | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 1 公文書の件名または内容 | |
| 2 公文書の公開の日時 | 年 月 日 時 分 |
| 3 公文書の公開の場所 | |
| 4 公文書の公開の方法 | 1 閲覧・視聴 2 写しの交付 3 写しの送付 |
| 5 公開することができない部分及び理由 | 草津栗東行政事務組合情報公開条例第 条第 号に該当するため |
| 6 公開することができるようになる期日 | 年 月 日 |
| 7 担当連絡先 | 電話番号 |
| 8 備考 | |

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津栗東行政事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津栗東行政事務組合を被告として（訴訟において草津栗東行政事務組合を代表する者は草津栗東行政事務組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対す

る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された公文書の公開の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当まで連絡してください。
- 3 「公開することができるようになる期日」の欄には、その期日を請求があった時点で明示できる場合に限り記載してあります。その期日を待って、公文書の公開を希望される場合は、その期日以後に改めて公文書の公開を請求してください。

様式第4号（第3条関係）

公文書非公開決定通知書

第 号

年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきまして、次のとおり公文書の公開をしないことと決定しましたので、草津栗東行政事務組合情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 公文書の件名または内容 | |
| 2 公開することができない理由 | 草津栗東行政事務組合情報公開条例第 条第号に該当するため |
| 3 公開することができるようになる期日 | 年 月 日 |
| 4 担当連絡先 | 電話番号 |
| 5 備考 | |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津栗東行政事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津栗東行政事務組合を被告として（訴訟において草津栗東行政事務組合を代表する者は草津栗東行政事務組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当

な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)「公開することができるようになる期日」の欄には、その期日を請求があった時点で明示できる場合限り記載してあります。その期日を待って、公文書の公開を希望される場合は、その期日以後に改めて公文書の公開を請求してください。

様式第5号（第4条関係）

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきまして、次のとおり決定する期間を延長しましたので、草津栗東行政事務組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 公文書の件名または内容 | |
| 2 条例第11条第1項の規定による決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 3 延長する期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 4 延長の理由 | |
| 5 担当連絡先 | 電話番号 |
| 6 備考 | |

決定を行ったときは、その結果を速やかに書面により通知します。

様式第6号（第5条関係）

決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、草津栗東行政事務組合情報公開条例第12条の規定を適用することとし、次のとおり公開決定等をする期間を延長しましたので通知します。

| | |
|--|--------------------|
| 1 請求のあった公文書の 件名または内容 | |
| 2 公文書公開請求書の収 受年月日および収受番号 | 年 月 日 収受番号 番 |
| 3 公開請求に係る公文書 のうち相当の部分について 公開決定等をする期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 4 残りの公文書について 公開決定等をする期限 | 年 月 日 |
| 5 草津栗東行政事務組合 情報公開条例第12条を適 用する理由 | |
| 6 担当連絡先 | 電話番号 |

様式第7号（第6条関係）

公文書の公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

草津栗東行政事務組合では、草津栗東行政事務組合情報公開条例を定め、保有している公文書を公開しています。

今回、あなたに関する情報が記録されている公文書について、同条例第5条第1項の規定に基づき公開請求がありましたので、同条例第13条第 項の規定により次のとおり通知します。

つきましては、当該公文書を公開することについて意見がある場合は意見書を提出することができますので、 年 月 日までに提出してください。

| | |
|---|------------------|
| 1 請求のあった公文書の件名または内容 | |
| 2 公文書公開請求書の收受年月日および收受番号 | 年 月 日 收受番号 番 |
| 3 公開請求に係る公文書に記録されているあなたに関する情報の内容 | |
| 4 草津栗東行政事務組合情報公開条例第13条第2項の規定による通知の場合の同項第1号または第2号の規定の適用の区分および当該規定を適用する理由 | |
| 5 意見書の提出先および問い合わせ先 | 〒 所在地 電話番号 |

様式第8号（第6条関係）

公文書公開決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

あなたに関する情報が記録されている公文書を公開しますので、草津栗東行政事務組合情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり通知します。

| | |
|--------------------------------|-------|
| 1 請求のあった公文書の件名または内容 | |
| 2 公開決定年月日 | 年 月 日 |
| 3 公文書に記録されているあなたの情報に関する公開決定の内容 | |
| 4 公開決定をした理由 | |
| 5 公開を実施する日 | 年 月 日 |
| 6 担当連絡先 | 電話番号 |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津栗東行政事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津栗東行政事務組合を被告として（訴訟において草津栗東行政事務組合を代表する者は草津栗東行政事務組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請

求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9号（第9条関係）

情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

年 月 日付けの公文書の公開決定等に対する審査請求については、次のとおり草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、草津栗東行政事務組合情報公開条例第20条の規定により通知します。

| | |
|---------------------|-------|
| 1 請求のあった公文書の件名または内容 | |
| 2 審査請求の内容 | |
| 3 審査請求があった年月日 | 年 月 日 |
| 4 諮問をした年月日 | 年 月 日 |
| 5 担当連絡先 | 電話番号 |

様式第10号（第10条関係）

審査請求人等に関する情報の公開決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

草津栗東行政事務組合管理者

印

あなたに関する情報が記録されている公文書を公開しますので、草津栗東行政事務組合情報公開条例第21条において準用する同条例第13条第3項の規定により、次のとおり通知します。

| | |
|--------------------------------|-------|
| 1 請求のあった公文書の件名または内容 | |
| 2 公文書に記録されているあなたの情報に関する公開決定の内容 | |
| 3 公開決定をした理由 | |
| 4 公開を実施する日 | 年 月 日 |
| 5 担当連絡先 | 電話番号 |